

件名	介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者実施のサービス報酬単位等について			
所管部課	福祉部 地域包括ケアシステム推進担当課			
内容	<p>要支援認定者の予防訪問介護等については、全ての地方自治体が地域の実情に応じたサービスの内容、基準、報酬単位等を設定し、平成30年3月31日までに介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなっている。</p> <p>移行後における足立区のサービス内容等について、下記のとおり審議に諮る。</p>			
	記			
	1 事業移行日	平成28年10月1日		
	2 移行範囲	予防訪問介護、予防通所介護 別添資料を参照		
	3 決定内容 報酬単位	移行後、国が設定した予算の枠内で安定した事業運営ができるよう下表の通りとする。		
訪問	現行予防給付	総合事業	減額率	
	週1回利用 1,168単位 週2回利用 2,335単位 週3回利用 3,704単位	週1回利用 1,086単位 週2回利用 2,172単位 週3回利用 3,258単位	7.0% 7.0% 12.0%	
通所	要支援1 1,647単位	週1回利用 1,531単位	7.0%	
	要支援2 3,377単位	週2回以上 3,062単位	9.3%	
<p>介護予防ケアマネジメント費（ケアプラン代）の単位数は、介護予防支援費（現在の予防ケアプラン代）と同じとする 上表の報酬単位数減により、総合事業の予算対象となる給付実績全体で約6%のマイナスとなる 別添資料を参照</p>				
サービス内容	介護予防における生活自立機能を重視し、現行の予防給付内容と同一とする。			
基準の緩和	人員や施設の要件緩和については、サービスの質や安全性の確認に課題がある。今後の利用動向やニーズを確認しながら継続して検討していく。			
4 切り替え時期	<ul style="list-style-type: none"> ・新規認定時 ・既認定者は更新時や区分変更時に順次移行 			

5 利用者の負担割合

介護保険サービスと同じ要件、負担割合とする。

6 今後のスケジュール

6月中旬 地域包括支援センターへの説明

↓

6月下旬 介護事業者説明会

7月1日 介護事業者からの指定申請の受付開始

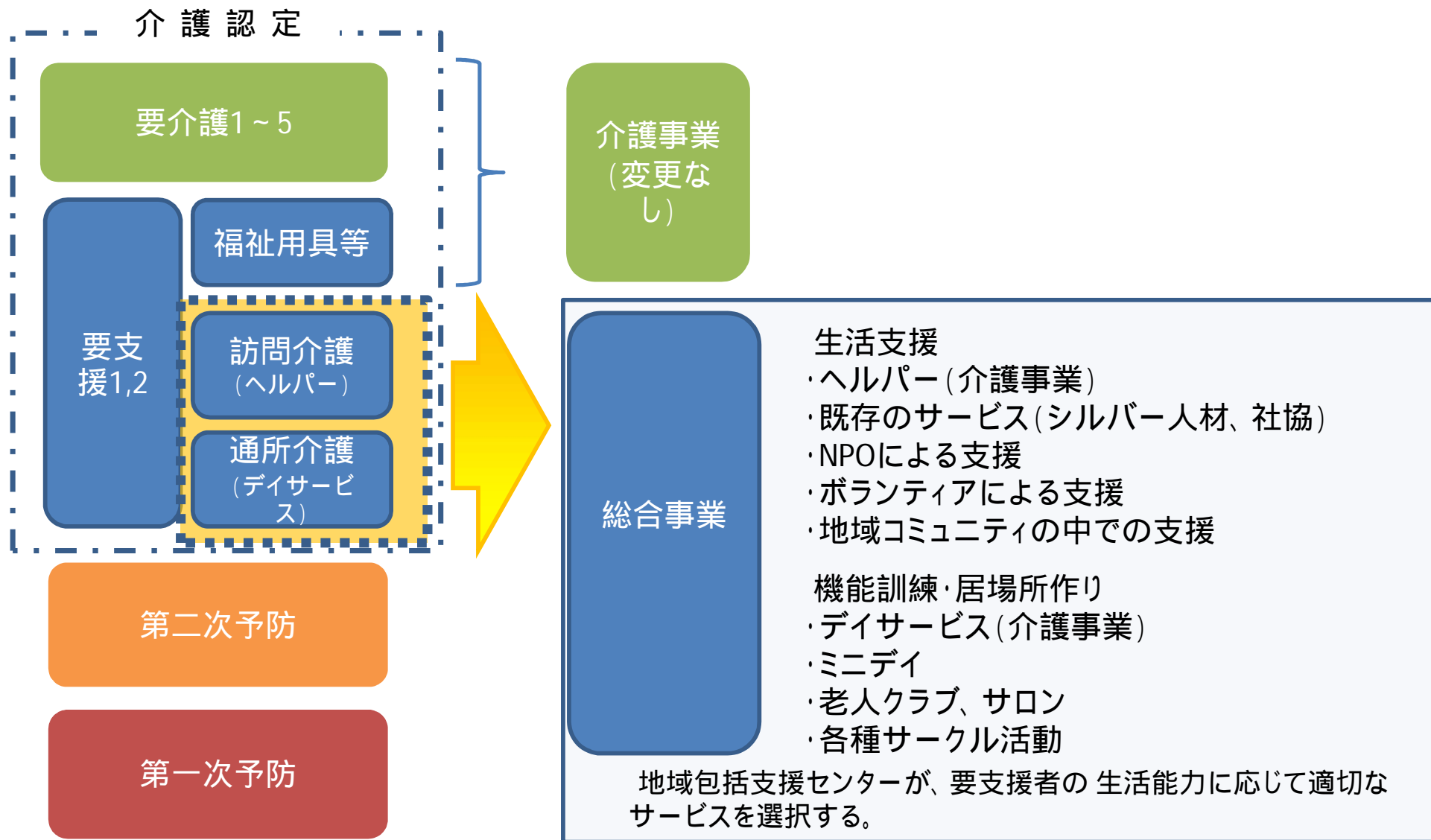
↓

10月からサービス実施する場合は、8月末までに申請が必要

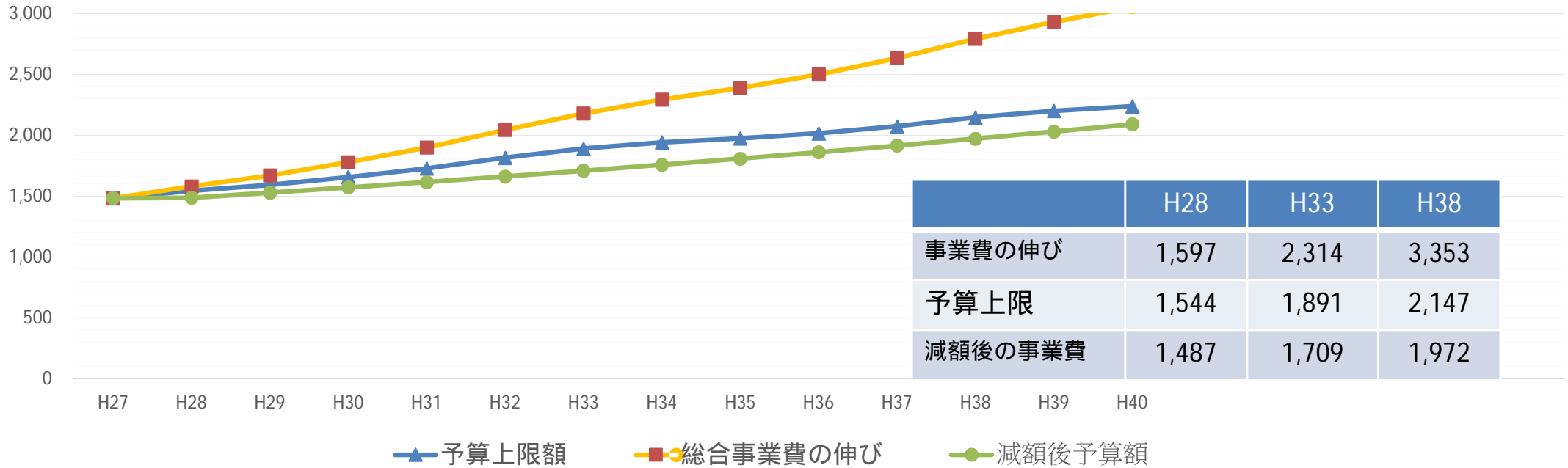
10月1日 総合事業スタート

別添資料

1. 介護事業から総合事業への移行の範囲について



2.総合事業の予算額と支出額の伸びについて(推計)



予算上限 = 事業開始前年度の事業費 × 過去3年間の後期高齢者人口の伸び率の平均
 後期高齢者人口の伸び・・・人口動向から推計する。H34までは4%前後で増加し、その後は1～2%の増加となる見込み。
 事業費の推計値の算出・・・過去5年間で5～10%ずつ伸びており、平均7.7%で算出している。



事業費の伸び(10%) - 人口の伸び(4%) = 事業費全体で6%程度削減しなければならない。
 一般会計からの繰り入れは行わない。

サービス単価の設定と期限について

28年
9月

28年
10月

30年
3月

30年
4月

現行介護
予防給付

現行相当の単価
訪問型・通所型

平成30年
3月31日終了

総合事業
完全移行

総合事業の単価
訪問型・通所型

各事業者は、利用者の希望に応じてサービス単価（現行相当の単価または総合事業の単価）を選択することが可能。

また、総合事業を実施しないことも選択可能。

他自治体の報酬単位の減額率（推計）

自治体名	サービス報酬単位の減額率		事業開始年月日
	訪問型	通所型	
A区	変更なし	変更なし	平成27年4月
B区	変更なし	変更なし	
C区	約 3.0%	約 3.0%	
D市	約 23.0%	変更なし	
E区	約 10.0%	約 10.0%	平成28年3月
F区	約 13.3%	約 16.5%	平成28年4月
G区	約 14.3%	約 10.0%	
H区	約 17.2%	約 12.0%	
I市	約 8.6%	約 7.0%	

注意) 上記減額率は、報酬体系、支払い方法が足立区と類似の自治体について、あくまでも足立区側で推計したものである。

件名	足立区江北一丁目障がい者通所施設整備・運営事業者の決定について																																
所管部課	福祉部 障がい福祉課																																
内 容	<p>公募を行っていた足立区江北一丁目障がい者通所施設整備・運営事業者について、福祉施設指定管理者等選定審査会における審査の結果を受け、以下のとおり決定したので報告する。</p>																																
	<p>1 決定した整備・運営事業者の名称、所在地および代表者名 社会福祉法人あだちの里（足立区竹の塚七丁目19番7号） 理事長 篠原 義臣</p>																																
	<p>2 選定審査会開催日 第一次審査 平成28年2月16日（火） 第二次審査 平成28年3月25日（金）</p>																																
	<p>3 選定審査会における評価結果</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請法人名</th> <th>所在地</th> <th>第一次 評価点</th> <th>第二次 評価点</th> <th>選定 審査会 評価点 (合計)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>社会福祉法人あだちの里 理事長 篠原 義臣</td> <td>東京都足立区 竹の塚七丁目19 番7号</td> <td>59.0</td> <td>206.4</td> <td>265.4</td> <td>88 %</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>A法人</td> <td>福島県</td> <td colspan="4">(審査会前に辞退)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>B法人</td> <td>茨城県</td> <td colspan="4">(審査会前に辞退)</td> </tr> </tbody> </table>							申請法人名	所在地	第一次 評価点	第二次 評価点	選定 審査会 評価点 (合計)	割合	1	社会福祉法人あだちの里 理事長 篠原 義臣	東京都足立区 竹の塚七丁目19 番7号	59.0	206.4	265.4	88 %	2	A法人	福島県	(審査会前に辞退)				3	B法人	茨城県	(審査会前に辞退)		
	申請法人名	所在地	第一次 評価点	第二次 評価点	選定 審査会 評価点 (合計)	割合																											
1	社会福祉法人あだちの里 理事長 篠原 義臣	東京都足立区 竹の塚七丁目19 番7号	59.0	206.4	265.4	88 %																											
2	A法人	福島県	(審査会前に辞退)																														
3	B法人	茨城県	(審査会前に辞退)																														
<p>第一次の満点は75点、第二次は225点、合計した選定審査会の満点は300点。</p>																																	
<p>4 今後のスケジュール（予定） 平成28年7月下旬 東京都補助金申請手続 （都へ事業計画書提出） 平成29年7月 東京都補助金内示 平成29年9月 一般定期借地権設定契約締結 （土地貸付開始） 平成31年4月 施設開設</p>																																	
<p>5 その他 施設整備にあたっては、整備・運営事業者と緊密な連携を図り、整備対象地近隣の町会・自治会等や地域住民に対し、引き続き丁寧に説明を行っていく。</p>																																	

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について																																								
所管部課	福祉部 高齢福祉課、介護保険課																																								
内容	<p>次期の足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について、以下のとおり策定作業を進める。</p> <p>1 計画年次 平成30年度～平成32年度 計画の期間については、3年を1期としている。</p> <table border="1" data-bbox="448 696 1369 1061"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5期</td> <td colspan="3">← 前期計画 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td></td> <td colspan="2">調査・分析・策定</td> <td colspan="3">← 現在の計画 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">調査・分析・策定</td> <td colspan="3">← 次期計画 →</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次期計画の基礎資料とするための主な調査 (1) 一般高齢者実態調査 (2) 高齢者単身世帯実態調査 (3) 要介護認定者実態調査 (4) 日常生活圏域ニーズ調査 (5) 介護サービス事業所実態調査</p> <p>3 主なスケジュール(予定) 平成28年 9月～29年1月 調査、分析 平成29年 4月 調査結果報告 平成29年10月 足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)中間報告 平成29年11月 パブリックコメント 平成30年 3月 足立区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)最終報告</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	第5期	← 前期計画 →									第6期		調査・分析・策定		← 現在の計画 →						第7期					調査・分析・策定		← 次期計画 →		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																
第5期	← 前期計画 →																																								
第6期		調査・分析・策定		← 現在の計画 →																																					
第7期					調査・分析・策定		← 次期計画 →																																		

= J R 東海事故判決を受けて =

平成 19 年に愛知県で発生した認知症高齢者による踏切事故で、介護者家族に賠償を命じたニュース・・・<認知症の 91 歳男性（認知症が進行し、責任能力がなかった）が、線路内に立ち入り列車と衝突、死亡した事故について、鉄道会社はその妻（85 歳、要介護認定）と長男（主介護者とされるが 20 年以上同居していない）に対し損害賠償請求し、妻に対し賠償すべき額の半額（約 360 万円）の支払いが命じられた事例（名古屋高裁平成 26 年 4 月 24 日判決）は、介護の最前線で働く方々に大きな衝撃を与えました。

その後の経過や、今般の最高裁判決（平成 28 年 3 月 1 日）を踏まえて、今後も増加していくであろうと予想される認知症高齢者の在宅介護の場面で発生した事故について、家族、介護者、そして介護事業者の賠償責任を検討してみます。

事案

亡くなった男性には平成 12 年末頃から認知症が現れ、男性の妻（85 歳、要介護 1 認定）長男（主介護者とされるが 20 年以上同居していない）長男の妻、長男の子らで家族会議を開き、長男の妻が男性の近所に転居し、介護するようになった。その後、男性は要介護認定を受け、リハビリ、入通院していたが、徘徊が見られるようになった。その後、要介護 4 の認定を受けたが、家族らは引き続き自宅での介護を決めた。徘徊に備えて、人感センサーを自宅兼事務所出入口に各設置していたが、事務所出入口側のセンサーは以前から作動していなかった。男性は夕方、自宅にいたが、長男の妻が自宅玄関で男性が排尿した段ボールを片づけ、妻が事務所でまどろんでいた際に事務所玄関から出て、100m ほど離れた駅から無賃乗車で隣駅まで行き降車し、排尿のため駅の構内に立ち入り列車に衝突し死亡した。

J R 東海は、家族らに対し振替輸送等に要した費用約 720 万円の損害賠償請求。

死亡した男性には不動産と預貯金 5000 万円ほどの遺産があり、家族らにおいて遺産分割がなされた。

名古屋地方裁判所（第一審）

・・・男性の妻および同居していない長男、いずれも監督義務者。

二人に 720 万円全額賠償責任。

名古屋高等裁判所（控訴審）

・・・男性の妻は監督義務者。長男は監督義務者に当たらない。

男性の妻にのみ半額の 360 万円の賠償責任。

最高裁判所判決

・・・男性の妻、および同居しない長男、いずれも監督義務者に当たらないとして賠償責任を否定。

上記高裁判決の採った判断基準

配偶者

A 精神福祉保険法 20 条 2 項

「保護者」(改正前には自傷他害防止義務を負っていた)

生活全般の配慮し、介護し監督することを内容とするもの

B 夫婦の“生活扶助義務”(民法 752)

[加害行為の予見可能性と結果回避可能性があれば民 709 が成立]

民法 714 条 1 項

法定の監督義務者に該当

過失は、責任無能力者の生活全般に対する一般的な監督上の過失

「監督義務上の過失がなかったこと」を立証してはじめて免責

徘徊を検知するために設置していた人感センサーを切っていたことに過失ありとして責任を認定。

長男

A 家裁の選任行為がなければ「保護者」とならない。(成年後見人に就任していない)

B 直系血族間の“扶養義務”(民法 877 条 1 項)経済的扶養を中心とする義務

× 民法 714 条 1 項の法定の監督義務者に該当しない

× 民法 714 条 2 項の事実上の監督者にも該当しない

長男は、主介護者といえる立場にあったが責任が否定された。

上記最高裁判決の立場

なお、「精神障害」の言葉については、最高裁判決の用法のとおりとします。医学的分野、法律的分野においては用語例として定着している。「障害」の用語を避けるものとしては、「疾患」を用いることがある。

親が無条件に監督義務者となる子どもの場合とは異なり、認知症高齢者の場合、様々な家族が介護に関わるため、誰が監督義務者としての責任を負うのかが明らかではありませんでした。最高裁判決は、同居の夫婦であってもただちに監督義

務者になるわけではないことを明らかにしました。

この点で、今回の判決は、認知症の男性を介護していた家族に配慮したものと
いえそうです。

ただし、注意しなければならないのは、

同居の夫婦だからといってただちに監督義務者になるわけではないとする一方、
監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情がある場合には監督義務者になる
(民法714条1項の類推適用)

としている点です。

法定の監督義務者に準ずべき者に当たるとする「特段の事情」があるか否かに
ついては、判決は次のことから判断しています。

【ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当
たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者と
の親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者
の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害
者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行
われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害
者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の
見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観
的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである】

整理すると、

最高裁が示した一定の判断要素

その者自身の生活状況や心身の状況など

精神障害者との親族関係の有無・濃淡

同居の有無その他の日常的な接触の程度

精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わり
の実情

精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容

監護や介護の実態等の諸事情

上記を総合判断して、監督責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められ
るか否かによって監督責任を負う者が判断される。

検討

認知症高齢者が招来した事故についての責任は、責任無能力者を監督する者、監督義務者責任の問題となります。

民法第 714 条

- 1 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、またはその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- 2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

高齢認知症の男性が徘徊をし(徘徊当時において要介護 4 の認定を受けている)、鉄道会社に損害を与えたというケースにおいて、その妻に賠償を認めた名古屋高裁の判決は様々な問題を提起しました。

賠償の直接的な根拠は民法 714 条 1 項の監督義務者責任 となっています。しかし、その前提には精神障害者の保護者の地位にある者は誰なのか、また、保護者は自傷他害をどこまで法的に阻止する義務を負うのか、福祉関係者はどのように精神障害者と対応していかなければならないのかという問題点を提起しました。妻自身も要介護 1 の認定を受けている。人感センサーを作動させていれば徘徊を阻止できたという点が一つのポイントとされていますが、センサーを作動させても外出を阻止できないでしょうし、そもそも認知症患者を 24 時間完全に監視することは困難といえます。

妻が施設の介護専門職の意見助言、さらには補助を受けていたとしても、事故を回避することが可能であったのか議論されています。

責任が厳しすぎるとの批判があります。

最高裁が高裁判決の上記判断をとらなかったのは、介護関係者からは一定の評価がされているところです。また、長男は 20 年以上別居しているということで監督義務者該当性がないとの判断をされていましたが、この理解は最高裁でも維持されています。

他方、認知症高齢者には、責任を持つ監督義務者がいないということも出てきますので、それで良いのかという見方もあります。

特段の事情があれば監督義務者にあたるとの判断をする“諸事情”としてあげる事項は広範かつ非常に複雑な事情であり、しかも、総合判断であるとしていま

す。これが、かえって不明瞭であったり、わかりにくく、介護の現場において積極的にかかわることについて萎縮効果が依然として残るものとなっていないでしょうか。

介護していた者が損をするという判断がされると、今日、地域で、また家庭で医療・介護をするという流れの中で足枷にならないか危惧されることです。

本件事故に関する鉄道会社は、フェンス扉を施錠していなかったという落ち度がありました。鉄道会社が、同種事故が今後起きないように対策を取ることは良いとして、介護福祉に与えた萎縮効果は大きなものがありました。これまで玄関が開放されていた病院や施設が、日常的に閉鎖されることにならないか心配です。

このように、課題は残されているとはいえ、高裁の判断が、原則、監督義務者となることを認定して介護者側が義務履行にまったく過失がないことを立証したら免責を受けるという構成であったのに対し、原則、監督義務者とならないとして、6要素といわれる事情を総合して衡平の観点から客観的に判断し、監督義務者となる場合がある（さらに、免責主張の余地を残す）とした最高裁の判断の構成を比べたとき、介護にかかわる者として、後者が格段に介護者に肯定的な立場といえるでしょう。

認知症高齢者については、今回の最高裁の判決で示された判断基準によって、訴訟の現場において責任無能力者の監督義務者に関する責任の有無が判断されることとなります。介護福祉の分野にかかわる関係者は、最高裁の判断基準について分析し、主介護者と連携していく必要があります。

ポイント

介護にかかわる家族の方は、今回の最高裁の判決によって、原則、責任無能力者の監督義務者としての責任主体ではないことが確認されたのであり、介護する者が損をすることがないように配慮されたといえます。

介護福祉サービス事業者は、契約を前提とした代理監督者、事実上の監督者としての問題となり、施設介護等においては、責任が生じることも十分に考えられます。

その他の訪問介護系サービスでは、代理監督者、事実上の監督者に該当することは容易には想定されないところですが、利用者との関わり合いによっては（サービスの濃度）、不法行為責任が成立する余地があるといえます。

以上